

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条の6の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の制限）

第2条の7 都市公園法施行令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市立公園条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(運動施設の敷地面積の制限)</u> <u>第2条の7 都市公園法施行令第8条第1項に</u> <u>規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定</u> <u>める割合は、100分の50とする。</u>	